

兵庫県相談支援従事者初任者研修に関するQ&A

問い合わせの多い項目等についてQ&Aを作成しましたので、申込の際の参考としてください。
(断りのない限り7日間受講（相談支援専門員資格取得）の方を想定しています。ご了承ください。)

(受講の適否等について)

質問	回答
市町の窓口や指定相談支援事業所に勤務する予定は全くないものの、自らのスキルアップのために受講したいが受講可能か。	確実に兵庫県内の指定相談支援事業所において相談支援専門員として従事する方に対象を限定している。
相談支援専門員に就任できる時期は不明だが、いつかはなりたいと思っているので受講して良いか。	資格を維持するには5年に一度現任研修を受ける必要があり、その現任研修受講には一定の相談支援経験（過去5年間に2年以上）が要求されていることから、早めに初任者研修だけを受けても資格を喪失する可能性がある。相談支援専門員として就任することが確実にってから受講すること。
現時点で指定相談支援事業を行っていない法人である。この研修を受けて、相談支援専門員になる資格を取得すれば、すぐに指定相談支援事業所を立ち上げることができるのか。	相談支援事業所、特に急速な拡充が求められている指定特定相談支援事業所（計画相談支援を実施）については、その指定を市町村長が行うことになっている。速やかな事業立ち上げのためにも、事前に市町の障害福祉担当課にご相談いただきたい。

(受講日数について)

質問	回答
サービス管理責任者の資格を得るため、昨年度、前半2日間の合同講義のみを受講し、受講証明書ももらった。今年度、新たに相談支援専門員の資格をとりたいが、その際には後半の演習等5日間だけを受講すればよいか。	このような場合でも、再度、合同講義の2日間を含めた7日間を一括で受講する必要がある（厚生労働省に確認済）。相談支援初任者研修において、後半の5日間のみを受講することはできない。
今年度、前半2日間の合同講義のみを受講し、来年度、後半の演習等5日間だけを受講することは可能か。	相談支援専門員になるには、同一年度に合同講義の2日間を含めた7日間を一括で受講する必要がある。

(実務経験について)

質問	回答
「相談支援専門員の要件となる実務経験」がないと受講できないのか。	実務経験要件は相談支援専門員として勤務する際に必要な要件であり、受講時に必ずしも満たしている必要はない。しかし、一定の知識・経験がないと研修（特に演習）への参加が困難、受講後速やかに相談支援専門員として活躍していただきたい等の理由により、今年度中に実務経験を満たす方を想定している。
社会福祉主事任用資格者等は直接支援業務の実務経験が5年以上〔実務要件キ〕となっているが、資格取得以前の期間も含めて5年以上の実務経験があればよいのか。	お見込みのとおり。社会福祉主事任用資格等を取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではない。（なお、医師等の国家資格〔実務経験ク〕の場合も同様。）
専門学校で栄養士の資格を取ったが障害福祉サービス事業所で栄養士の資格とは関係ない介護等の業務に3年間従事した。相談支援専門員の実務経験として認められるか。	医師等国家資格〔実務経験ク〕に係る要件は「その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間」が5年以上とされており、資格に係る業務でない限り、実務経験にはカウントされない。
障害福祉サービス事業所に経理事務職員として10年以上勤務した場合、実務経験として認められるか。	あくまでも「相談支援の業務」や「介護等の業務」に従事した期間をカウントするため、純粋な経理事務だけでは必要な実務経験として認められない。
高齢者居宅介護支援事業所でケアマネジャー（介護支援専門員）として5年以上従事した場合は対象となるか。	老人福祉施設に準ずる施設における相談支援業務〔実務経験イ〕として、5年以上の実務経験があれば対象となる。

(提出書類について)

質問	回答
今年度中に別法人の相談支援事業所に相談支援専門員として勤務する予定の場合はどこから申し込むのか。	相談支援専門員として勤務する予定の相談支援事業所（または法人）から申し込みが必要。現在の勤務先については、申込書の④に記入すること。
同一法人の異なる事業所から申し込む場合は、優先順位は付けなくて良いか。	障害福祉サービス事業等は事業所毎の指定のため、同一法人であっても別事業所の場合は順位を付す必要はない。ただし、法人の規模等に比べあまりにも多くの申込がある場合は、調整していただきたい。
「受講要件に関連する資格・取得時期」とは何か。	「相談支援専門員の要件となる実務経験について」に掲載されている国家資格等（社会福祉主事任用資格、保育士、看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等）とその取得年月を記載すること。

(事前課題について)

質問	回答
相談支援従事者初任者研修において受講決定前の事前課題を課しているのはなぜか。	近年の相談支援事業の制度的拡大に伴い、障害者相談支援事業所における従事経験が乏しい受講者が増加したこと等から、研修の質を担保するため一定の事前学習を促すとともに、市町村へ提出するサービス等利用計画の作成等を担う相談支援専門員として不可欠な文章作成能力を事前に確認する等の理由によるもの。
事前課題の優劣（点数）のみで受講の可否が決定するのか。	当該事業所の状況、相談支援専門員養成の必要性や緊急性、実務経験年数等も含め総合的に判断する。事前課題の優劣のみで受講の可否を決定することはない。
事前課題の作成は自筆（肉筆）によるものでなければならないのか。	福祉のまちづくり研究所研修課のホームページにワード形式の電子ファイルを掲示しており、それを活用し、プリントアウトしても問題ない。 なお、文章については、既存の文章を写すことなく、受講希望者自らで作成すること。本人以外の者が作成したことが判明した場合、受講決定の取消を行うことがある。様式はホームページのワードによる指定の物を使用すること。
事前課題1はどれぐらいの分量を書けば良いのか。また2枚目に渡っても良いのか。	選考の都合等もあり、指定された400字以内で納めていただきたい。

(選考について)

質問	回答
なぜ受講対象を「相談支援事業所において相談支援専門員として従事する方」に限定しているのか。	相談支援専門員は指定相談支援事業所に勤務して計画相談支援・地域相談支援などを行う職種であり、特に計画相談支援を拡大する必要があることから、このような限定を行っている。
他府県の相談支援事業所において相談支援事業を実施している場合には選考されないのか。	当研修は兵庫県の委託を受けて実施しているため、兵庫県内の指定相談支援事業所・障害福祉サービス事業所等において従事している方（予定を含む）を優先して受講決定する。
申込書に「指定相談支援事業所において相談支援専門員として従事させることを確約します」とあるが、受講者の相談支援専門員としての従事状況を調査されるのか。	例年、厚生労働省より「相談支援事業の実施状況等」調査があり、その際に前年度の相談支援従事者初任者研修修了者の相談支援専門員としての従事状況等を調査する予定。
選考により受講できなかった場合、その理由等を教えてもらえるか。	個別の選考理由については兵庫県社会福祉事業団・県障害福祉課とも答えることはできない。